

中津市一般競争入札告示

平成23年7月20日付中津市告示第260号で告示した制限付き一般競争入札の一部変更し、それに伴う日程の変更を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年 8月 3日

契約担当者 中津市長 新 貝 正 勝

平成23年7月20日中津市告示第260号の一部を次のように変更する。

1-2. 応募方法

単体企業と特定建設コンサルタント業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）との混合入札による。ただし、共同企業体における構成員数は2者までとし、企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大でなければならず、構成員の出資比率は1者あたり30%以上でなければならない。

2. 競争に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(I) 全入札参加者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく中津市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 中津市契約規則施行細則及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 入札期日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 商法（明治32年法律第48条）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75条）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

(II) 単体企業又は共同企業体の一構成員の資格要件

- (1) 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審

査の申請の時期（昭和 61 年大分県告示第 235 号）に基づき認定を受けている者で、中津市競争入札参加資格審査申請書を提出し、業種区分「建築コンサルタント（建築一般部門）」に登録を認められている者であること。

(2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(3) 企業において、以下の業務実績を有していること。

平成 8 年 4 月 1 日以降に、野球場（観客席 1,000 席以上でその構造が R C 造 2 階建以上のメイン又は内野スタンドを有するもの。）の新築又は改築工事（メイン及び内野スタンド等の全面改修で、そのスタンド部分を観客席 1,000 席以上に改築するもの。）に伴う実施設計業務を元請として履行し、その成果品の納入実績を有していること。

(4) 野球場新築に係る実施設計業務に以下に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること（照査技術者と管理技術者はこれを兼任できない）。

(ア)管理技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であり、管理技術者又は担当技術者として上記（3）の業務経験を有する者であること。

(イ)照査技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

(5) 配置予定技術者は入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは技術資料提出日以前の 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(Ⅲ) 単体企業又は共同企業体の上記（Ⅱ）の構成員以外の構成員の資格要件

(1) 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 61 年大分県告示第 235 号）に基づき認定を受けている者で、中津市競争入札参加資格審査申請書を提出し、業種区分「土木コンサルタント（造園部門又は都市計画部門）」に登録を認められている者であること。

(2) 企業において、以下の業務実績を有していること。

平成 8 年 4 月 1 日以降に、公園（敷地面積 A = 6 ha 以上）の新設に伴う実施設計業務を元請として履行し、その成果品の納入実績を有していること。

(3) 公園整備に係る実施設計業務に以下に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること（照査技術者と管理技術者はこれを兼任できない）。

(ア)管理技術者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（建設部門若しくは総合技術監理部門（建設））の資格を有する者、又は（社）建設コンサルタンツ協会が実施する R C C M 資格試験に合格し、R C C M（「造園部門」若しくは「都市計画及び地方計画部門」）の登録証を交付された者であり、管理技術者又は担当技術者として上記（2）の業務経験を有する者であること。

(イ)照査技術者

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設一般及び都市及び地方計画」とするものに限る。））の資格を有する者、

又は(社)建設コンサルタンツ協会が実施するRCCM資格試験に合格し、RCCM
（「造園部門」若しくは「都市計画及び地方計画部門」）の登録証を交付された者であること。

- (4) 配置予定技術者は入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは技術資料提出日以前の3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

3. 入札参加資格の確認

(2) 資格確認申請資料の提出期限等

- ①場 所 大分県中津市豊田町14番地3
中津市役所 財務部 契約用度課 契約係
- ②期 間 平成23年7月25日（月）から平成23年8月19日（金）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ③時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ④提出部数 1部

- (3) 入札参加資格の確認は、資格確認資料の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は、平成23年8月30日（火）までに通知する。

4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合は、平成23年9月7日（水）までに中津市役所財務部契約用度課契約係まで書面にて提出すること。
- (2) 中津市長は説明を求められたときは、平成23年9月9日（金）までに説明を求められた者に対し書面で回答する。

5. 契約事項を示す場所及び日時

- (1) 本業務に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。

①設計図書等の閲覧

- ・期 間 平成23年7月21日（木）から平成23年9月2日（金）まで
（土曜、日曜及び祝祭日を除く）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室（本庁3階北側）

②設計図書の配布

- ・資格確認資料提出時に配付する。

- (2) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面（別紙様式）で持参又は郵送により行うこと。

- ・期 間 平成23年8月4日（木）から平成23年9月2日（金）まで
（持参する場合は土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、郵送の場合は平成23年9月2日（金）までに必着とする。）
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 財務部 契約用度課 契約係

(3) (2)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・期 間 平成23年9月7日(水)から平成23年9月8日(木)まで
- ・時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・場 所 中津市役所 財務部 契約用度課 契約係

7. 入札、開札の場所及び日時

- ・場 所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所本庁3階304会議室
- ・日 時 平成23年9月12日(月) 午前11時30分